

社会福祉法人守山市社会福祉協議会
自治会在宅介護者のつどい実施要綱

(平成 19 年 4 月 1 日)

改正 平成 23 年 10 月 1 日
平成 30 年 4 月 1 日
平成 31 年 4 月 1 日
令和 2 年 4 月 1 日

(事業の実施)

第 1 条 寝たきりの高齢者等を家庭で介護している方を対象に、同じ経験を持つ人同士が悩みを出し合い、話し合いながら交流を深めることで、日頃の介護から離れて、心身共にリフレッシュすることを目的に在宅介護者のつどい（以下「つどい」という。）を実施する。

(実施主体)

第 2 条 つどいの実施主体は、自治会とする。

(実施場所)

第 3 条 つどいの実施場所は、自治会館等とする。

(対象者)

第 4 条 つどいの対象者は、在宅の寝たきりの高齢者等を介護されている方とする。

(対象事業)

第 5 条 つどいの対象事業は、茶話会、心配ごと相談、情報提供、レクリエーション等とする。

(事業経費の助成)

第 6 条 助成金の額は、実施あたり均等割 5,000 円に、当日参加した対象者（自治会役員、民生委員児童委員、ボランティア等を含む。）1 名につき 1,000 円を乗じた額を加えた額を上限とする。ただし、年間 2 回を限度とし、予算の範囲内において交付する。

2 助成金の交付については、社会福祉法人守山市社会福祉協議会助成金等交付規則（平成 23 年社会福祉法人守山市社会福祉協議会規則 1 号。以下「規則」という。）による。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、社会福祉法人守山市社会福祉協議会会長が別に定める。

付 則

この要綱は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は令和 2 年 4 月 1 から施行する。